いつまでも安心して住み続けるために利用できます！

高齢者事業の利用者募集中！！

町が行っている、高齢者の方が安心で安全に暮らしていただくための各種事業をご紹介します。

利用を希望される方は、住民課住民福祉グループまでお問い合わせください。

宅配食事サービス事業

栄養バランスのとれた昼・夕食を、月～金曜日から選択し、業者が弁当を配達します。対象者には費用の２分の１を助成します。

（普通食のほか、低カロリー食、腎臓食、糖尿食を選択することもできます。）

対　　象	町内在住の 65 歳以上の住民税非課税世帯で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯
助 成 額	１食（800 円）につき 400 円
そ の 他	ご家族の入院中など、一定期間のみの利用も可能です。

ストップ迷惑電話（迷惑電話対策機器購入補助事業）

詐欺等の迷惑電話対策を備えた機器購入時に最高１万円を補助します。（100 円未満切捨）

１世帯１回線、１回限りです。

対　　象	町内在住の 65 歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯
対象機器	電話受信時に録音することを伝え、会話を自動録音する機能を備えた家庭用固定電話機、または同様の機能で固定電話に接続する機器

あんしんフォン（緊急通報システム事業）

緊急時にボタン一つで深川消防署に通報できるよう、固定電話機に取り付ける直通の機器の貸出しと取り付けを無料で行います。（煙センサー付き）

対　　象	町内在住の 65 歳以上の虚弱な一人暮らしまたは高齢者のみの世帯（申請後の審査で、設置の可否を決定します。）
そ の 他	緊急時に真っ先に駆けつけるご近所の方（連絡員）を２名依頼していただきます。

ちっぷＱ救ボトル配付事業

病気や連絡先等を記入した紙をボトルに入れて共通の保管場所（冷蔵庫の指定の場所）に置いておくことで、救急車などが駆けつけた場合に、必要な情報をいち早く見てもらうことができます。記入用紙とボトルは無料で配付しています。

対　　象	町内在住の 65 歳以上の方、その他希望者
そ の 他	記入内容に変更等があった場合は、随時各自で修正していただきます。

●共通●

受付期間：通年で申請を受付中

申し込み：役場住民課住民福祉グループ　電話　３３－２１１１（内線 41・44）

ゆう＆ゆ特別ご優待券・入館料半額助成券 タクシー助成券 を 配付しています

町では、秩父別温泉ちっぷ・ゆう＆ゆ特別ご優待券、入館料半額助成券及びタクシー助成券を交付しています。

1【対象世帯・対象者】

●開館 30 周年記念「秩父別温泉ちっぷ・ゆう＆ゆ」特別ご優待券
町に住民登録がある世帯（４月１日現在）または転入した世帯（４月２日以降）

●「秩父別温泉ちっぷ・ゆう＆ゆ」入館料半額助成券及びタクシー助成券
町に住所を有する、満 60 歳以上の方及び今年度 60 歳に到達する方

2【優待・助成内容】

●開館 30 周年記念「秩父別温泉ちっぷ・ゆう＆ゆ」特別ご優待券
温泉内で使用できる優待券（500 円券×５枚）を１世帯につき１冊

●「秩父別温泉ちっぷ・ゆう＆ゆ」入館料半額助成券
入館料半額助成券を年間 24 回分

●タクシー助成券
最大約９割助成の助成券を年齢に応じた枚数
満 60 歳～ 64 歳（30 枚）、満 65 歳～ 69 歳（60 枚）
満 70 歳～（60 枚※助成券が残り５枚となった場合、30 枚の追加交付が可能です。）

3【申請方法】

・役場にある申請書に必要事項を記入し、押印してください。（家族の方の代理申請もできます）
※優待券の申請には身分証明書もお持ちください。

特別ご優待券のお問い合わせ　役場企画課企画グループ　電話３３－２１１１（内線73）
入館料半額助成券・タクシー助成券のお問い合わせ
役場住民課住民福祉グループ　電話３３－２１１１（内線46）

地域で高齢者を見守りましょう！
～誰もが安心して暮らせる地域づくり～

町では、いくつになっても元気で安心して暮らしていけるよう、「秩父別町シルバー見守り協議会」を設置し、地域で高齢者を見守り、支え合うまちづくりを目指しています。
高齢者の方もまわりの方も、まずはできることから始めてみませんか。

■高齢者の方は・・・
◇家の中に閉じこもらず外出して、一日一回は他の人と話をするようにしましょう。
◇日頃から食事や通院など、健康管理に気をつけましょう。
◇万が一に備えて、緊急時の連絡先を誰かに伝えておきましょう。

■家族の方は・・・
◇離れて住んでいても、定期的に連絡を取り合いましょう。
◇万が一に備えて、ご近所や友人など状況のわかる人の連絡先を確認しておきましょう。

■ご近所の方は・・・
◇回覧板は手渡しで行うなど、できるだけ声を掛け合うようにしましょう。
◇普段と違う様子がないか、そっと見守りましょう。

お互いが負担や不安を感じないよう、心地よい関係を築きましょう！

心配なこと、気になることがありましたら
役場住民課住民福祉グループまたは町社会福祉協議会事務局までご連絡ください。
電話　３３－２１１１